

佐世保市地域おこし協力隊員（黒島地域） 募集要項



令和8年4月

佐世保市 地域未来共創部

佐世保市地域おこし協力隊員(黒島地域) 募集要項

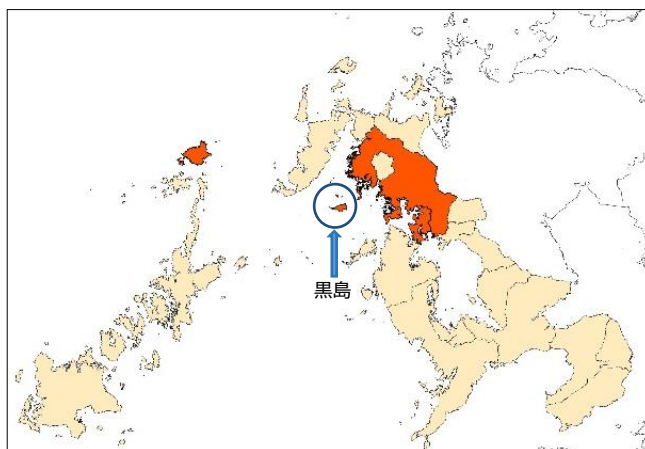
長崎県佐世保市は、日本本土最西端に位置する人口約22万人、西海国立公園「九十九島」や「ハウステンボス」などを有する風光明媚な街で、米軍や自衛隊基地が設置され基地の街としても発展してきました。

市内でも、人口減少が著しい離島である黒島地域における活性化に一役買っていただきたく、地域おこし協力隊員を募集します。

黒島は、相浦港^{あいのうら}からフェリーで50分ほどに位置し、人口は約300人、「九十九島」の中では最大の面積を誇ります。世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に含まれる「黒島の集落」のシンボルである「黒島天主堂」を有し、観光業や漁業が盛んで、甘藷、馬鈴薯なども栽培されています。

地域おこし協力隊員には、積極的に情報収集を行っていただき、地域住民や島外関係者と関わりながら、移住者ならではの新たな視点で魅力を掘りおこし、地域資源を生かした観光振興や持続可能な地域づくりなどの振興策を企画・実践するとともに、地域の魅力を広く情報発信していただくことを期待しています。

佐世保市の位置(橙色部分)



1. 募集人数

■地域おこし協力隊員 1名

2. 活動地域(勤務地)

■黒島地域

3. 活動内容

■地域に居住して、主に次の業務に従事していただく予定です。

(1) 世界遺産等地域資源を活用した観光振興業務

黒島観光協会を活動拠点^{※1}としながら、地域住民や島外者・団体と積極的に関りを持ち、世界遺産等地域資源を活用した交流・関係人口の増加につながるイベント企画のほか、物産の販売促進活動、商品開発などを行っていただきます。

(※1. 黒島観光協会での主な業務)

- ・フェリー来島者への案内(島に関する案内、ウエルカムハウス受付支援等)
- ・黒島観光協会ホームページへの情報掲載

(2) 黒島地区自治協議会の活動への参画

地域コミュニティの維持、地域の活性化、地域課題の解決に取り組んでいる黒島地区

自治協議会（町内会を中心に、島内の各種団体等が集まった組織）や黒島地区コミュニティセンターの活動に参画いただき、まちの賑わいの創出など、持続可能な地域づくりに取り組んでいただきます。

（3）情報発信と地域間交流

SNSによる積極的な情報発信、また、近隣地域や大学などとの連携に取り組んでいただきます。

4. 応募要件

■下記の要件をすべて満たす方とします。

- 応募時点で3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部）、もしくは3大都市圏以外の政令指定都市、もしくは地方都市（過疎、山村、離島、半島などの地域に指定されていない市町村）に居住している方、または地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱の日から1年以内の方など、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱（第3（1）④）」における「地域おこし協力隊員」の要件に該当する方で、赴任後、本市に住民票を異動して居住し活動できる方
- 活動期間終了後も、当該地域に居住し、起業や就業する意思のある方
- 普通自動車運転免許を有する方（取得予定可）
- パソコン、携帯電話等を使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で地域の活性化に高い関心を持つ方

5. 勤務日、勤務時間

■週4日勤務（日・月・金・土曜）とし、祝日及び年末年始（閉庁日）は休日とします^{※2}。

■勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時00分までとし、そのうち1時間の休憩をはさみます。ただし、業務内容によって、1日の勤務時間の範囲内で、勤務時間を変更する場合があります。また、休日に勤務した場合、原則、振替（代休）での対応とします。

■年次有給休暇が付与されます。

6. 任用形態、任用期間

■会計年度任用職員（パートタイム）として任用し、任用期間は、令和8年8月3日^{※3}より令和9年3月31日までの期間とします。なお、活動状況等を踏まえ、当初の任用日から最長3年間の延長ができます^{※4}。

※2. 活動終了後の定住を考慮し、夜間や週休日など活動時間外に副業を認めています。

※3. 任用開始時期については事情等があればご相談ください。

※4. 活動状況等を勘案した結果、地域おこし協力隊として不適と判断した場合は任用の延長をしない場合があります。

7. 報酬及び福利厚生等

■報酬等：月額224,757円（特地手当含む） ※別途、通勤手当あり

■賞与：年2回（約462,000円/1回：6ヶ月以上在職の場合）

■健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

■活動に係る経費等については、予算の範囲内で対応します。

8. 地域おこし協力隊員が負担する主なもの

■住居にかかる家賃、光熱水費、電話等（個人用）の通信料

■個人的な移動（帰省等）に係る交通費、他、生活に必要な備品、消耗品、食費など

※隊員の住居については、事前に調査した物件を紹介する予定にしております。

9. 応募手続き

■次ページの提出書類①、②及び③の書類を郵送してください。なお、メール、ファクス等での送付についても受付いたしますが、後日必ず郵送してください。

《提出書類》

①応募用紙1部（2ページあります。）※下記の佐世保市ホームページからダウンロードしてください。

※佐世保市ホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/>

②住民票1部（発行日から1か月以内のもの、写しでも可）

③運転免許証の写し1部（取得予定者を除く。）

10. 受付期間、選考方法等

《応募受付期限》

令和8年5月15日（金）

■提出書類に基づき、【1次審査】を実施します。

【1次審査】の選考結果は、応募者に通知します。

■選考を通過された方は、【2次審査^{※5}（面接）】を行います。

【2次審査】の日程、詳細な時間や審査会場等については、1次審査の選考結果通知と合わせてお知らせします。2次審査の選考結果をもって最終の合否判定とし、文書にて通知する予定です。

※5. 【2次審査】に係る旅費等は自己負担となりますので、ご了承ください。

11. 提出先、問合せ先

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

佐世保市役所 地域未来共創部 地域政策課（担当：古川、山口）

電話番号：0956-25-9708（直通）

F A X：0956-25-9651

E-MAIL：tiikis@city.sasebo.lg.jp